

加盟各国における WEEE（廃電気電子機器）指令 の国内法への導入状況

ブリュッセルセンター

EU加盟国は2004年8月13日までに、廃電気電子機器（Waste Electrical and Electronic Equipment:WEEE）指令の国内法への導入を終えなければならなかった。しかし、ギリシャ以外の加盟国は期限までに導入を終えておらず、2005年8月13日から同指令の規定を履行しなければならないWEEEへの対応が遅れる危険性がある。とは言え、加盟国の大半は最近、同指令の国内法への導入に必要な法律を採択している。加盟国が自国で採択された法律を欧州委員会に通知したのち、欧州委が同指令を正しく国内法に導入しているかの確認を行い、正しく国内法に導入していない場合は必要な措置がとられる。欧州委は、同指令の導入期限を守っていない、もしくは正しく導入を行っていない加盟国に対し、違反手続を開始することができる。本レポートでは、2004年9月末現在の加盟各国での準備状況についてとりまとめたものである。

1. はじめに

WEEE指令は、洗濯機、テレビ、ラジオ、電気カミソリ、パソコン、プリンター、医療機器、モニタリング機器、自動販売機、玩具といった多様な一般家庭用、業務用の電気・電子製品の廃品管理を行う。

メーカーが電気・電子製品の回収・リサイクルの責任を負うため、消費者はこれらの製品を無料で返還できる。

最も同指令の影響を受ける欧州機械・電気・電子・金属産業リエゾン・グループ(ORGALIM)および同メンバー企業は、メーカーが受け入れられる解決策を獲得するため厳しい戦いを強いられた。ORGALIMは2003年4月、メーカーが同指令に適合するために遵守しなければならない要求をわかりやすく説明する「実務的理解のためのガイド」を発行した。

以下に加盟各国による同指令の国内法への導入状況を示す。

2. オーストリア

法令案が議会に提出される前段階にある。同法令案では、さまざまなタイプの廃棄物の収集、ストック、処理に関する最低限の要求を定義しており、WEEE およびその他の廃棄物（電池、蓄電池、ワニス、ペンキ、溶剤、医療廃棄物、混合残留物、ポリ塩化ビフェニール（PCB）を含む廃棄物）をカバーしている。

同指令のその他の規定を導入するための2つの法令に関する作業文書は、まだ作成の初期の段階にある。

- (1) 一般家庭の WEEE：消費者は大型 WEEE を、2005 年 8 月から無料で地方自治体のゴミ収集、回収ポイント、収集センターに委ねることができる。消費者はまた、同種の製品を購入する場合、WEEE を小売業者に無料で委ねることができる。地方自治体による WEEE 回収後の廃棄物管理費用は、メーカーが負担する。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：二重用途（一般家庭・業務）の製品は、一般家庭の WEEE として処理してもよい。業務用機器に関しては、「新しい WEEE（2005 年 8 月 13 日以降に販売される製品の WEEE）」、「過去の WEEE（historical waste：2005 年 8 月 13 日以前に販売された製品の WEEE）」は、代替品の購入が行われた場合、メーカーが負担する。代替品の購入が行われなかった場合、処分に必要な費用は、最終的な所有者が負担する。
- (3) 「過去の WEEE」に関する費用は、市場シェアを基準として、すべてのメーカーが合同で負担する。
- (4) 「明示料金（visible fee）＊」：WEEE の処理コストのための明示された料金。小売業者の手数料であってはならない。
- (5) 環境省が登録機関を設置する。
- (6) 実施システム（compliance systems）：電球（UMF）および白物（UFH）に関してはすでに存在する。

＊ 同指令は、8～10 年（製品の大きさによる）の期間、メーカーが「過去の WEEE」のリサイクル・コストを購入者に明示することを許可している。この報告書で取り上げている「明示料金（visible fee）」とは、このことを指す。

3. ベルギー

ベルギーはブリュッセル首都圏地域、フラマン地域、ワロン地域の3つの地域から成り立っており、各地域で法令の採択を行う。フラマン地域では、すでに法令が採択されている。ブリュッセル首都圏地域では、法令の一部が採択されている。ワロン地域では、まだ法令案の審議段階にある。3地域は、同指令の導入にあたり調整を行う必要がある。

- (1) 一般家庭の WEEE：各地域政府は、コンテナ・パークでの無料の収集を実施する。

小売業者は、新製品の購入が行われた場合は、一般家庭から古い製品を無料で回収する。流通業者は、小売業者から回収を行い、メーカーは、流通業者および小売業者から回収を行う。

- (2) 一般家庭以外からの WEEE：メーカーは、一般家庭のものではない「新しい WEEE」に関する費用を負担する。

- (3) 一般家庭の「過去の WEEE」に関しては、市場シェアに応じてすべてのメーカーが費用を負担する。メーカーは、代替品の購入が行われる場合、一般家庭以外の WEEE の費用を負担する。代替品の購入が行われない場合は、エンドユーザーが責任を負う。

- (4) 収集、処理、リサイクルのコストのための「明示料金 (visible fee)」は存続する。

- (5) 実施システム：2002 年から Recupel (リサイクル協会) が存在する。AV 機器、茶物・白物、家庭用小型家電、ICT (IT、事務機器)、園芸器具を含む電気器具の5つの分野に区分されている。2004 年 7 月からは、家庭用・業務用照明器具が6つ目の分野として導入された。

現在、2,245 ヶ所の WEEE 回収ポイントが存在し、その 75%は小売店に、24%は「持ち込み」コンテナ・パークに、残りの 1%は慈善機関に設置されている。コンテナ・パークの4分の3は、Recupel に加入している。2002 年には、WEEE の 75%がコンテナ・パークで回収された。2003 年 1 月以来、Recupel は、3,500 トン／月のペースで WEEE の回収を行った。これは住民一人当たり 4.1kg／年に相当する。

回収された製品は、Recupel とのパートナーシップに基づき、専門の業者が処理する。Recupel は、新製品の購入者が支払うリサイクル料金を資金源としている。リサイクル料金は、付加価値税 (VAT) を含め、電気カミソリやミキサーの1ユーロから冷蔵庫や冷凍庫の 20 ユーロまでの幅がある。

2003 年 7 月までに、960 のメーカー・輸入業者が Recupel に加盟した。各メンバーは、販売した製品の数を経営報告する義務がある。

4. キプロス

法務大臣が、法令案の見直しを行っている。

- (1) 地方自治体ではなく、メーカーが WEEE の収集、分別、輸送、処理の費用を負担する。
- (2) 登録機関：国立統計局が担当する予定。
- (3) 実施システム：まだ存在しない。キプロスには、電子製品のメーカーが存在しない。

5. チェコ

2005 年初頭までには政府に権限が授与され、これにより同指令の細かな要求に関する行政命令が最終的に承認される。

- (1) 一般家庭の WEEE：地方自治体が、WEEE の収集、分別の責任を負う予定。しかしメーカーは、これらの費用を返済しなくてはならない。
- (2) 実施システム：2004 年中に 1 つ以上の収集機関が設置される予定。

6. デンマーク

2004 年末には、権限を付与する措置が議会を通過する予定。2005 年 3 月には、行政命令が採択される。

- (1) 地方自治体は、すでに無料の収集場所を提供している。
- (2) 一般家庭の WEEE の回収を行う小売業者は、地方自治体の収集場所に、無料で WEEE を持ち込める。廃棄物税が、一般家庭の WEEE の収集財源となる。
- (3) メーカーは、一般家庭以外の WEEE に関する費用を負担する。

7. エストニア

廃棄物法は、同指令に向けてすでに修正されている。WEEE に関する諮問が行われた。法令は、2004 年末までには採択される予定。

- (1) 一般家庭の WEEE：メーカーが、廃棄物管理の全面的な責任者となる。
- (2) 資金面の保証：収集機関の会費で十分賄える。
- (3) 一般家庭以外の WEEE：メーカーが収集費用を負担する。
- (4) 実施システム：実施機関の設置が進められている。

8. フィンランド

2004年9月、廃棄物法の修正により指令の国内法への導入を終えた。

- (1) 一般家庭の WEEE：小売業者が無料で消費者から回収する（あるいは小売業者は、他の回収方法に関する情報を提供する。メーカーは収集の組織を担当し、費用を負担する）。
- (2) 資金の保証に関する要求は、収集機関の会費によって満たすことができる。
- (3) 収集可能な WEEE はすべて収集されなければならない。WEEE は、地方自治体のその他の廃棄物と混ぜてはならない。
- (4) 実施システム：Ser-tuottajayhteiso（WEEE 生産者の会社）と呼ばれる機関が設置され、すべての WEEE（大型および小型）の収集責任を負う。テクノロジー産業部門の連盟は、B2B の WEEE 収集の責任を負う 4~5 の機関設置を計画している。実施システムのメンバーではない者は、地域環境センターに登録しなければならない。

9. フランス

法令案が競争委員会に提出された。2004年末までに採択される可能性がある。

- (1) 一般家庭の WEEE：小売業者は、消費者から無料で WEEE を回収する。実施システムに委託することも可能。地方自治体は、WEEE 収集の責任を維持する。市町村が合同収集ポイントを設置してもよい。メーカーが販売場所や地方自治体の収集場所からの回収費用を負担するとともに、分別費用を地方自治体に返済する。メーカーは、製品の種類および市場シェアに応じてコストを負担する。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：メーカーは、個別あるいは合同の収集システムを設置することができる。回収に関しては、メーカーとユーザーとの交渉が可能。
- (3) 「過去の WEEE」：メーカーが、市場シェアに基づき、一般家庭の WEEE のコストを分担する。他の WEEE に関しては、ユーザーが責任を負う。
- (4) 「明示料金 (visible fee)」が導入される予定。
- (5) メーカーが目標達成の責任を負うことになろう。ただし、メーカーは、回収活動を第三者に委託することができる。
- (6) 法令には、RoHS（有害物質使用制限に関する）指令の使用禁止物質および例外のリストが含まれる予定。

- (7) 法令案では、メーカーのための登録センターと流通業者のための登録センターの設置が規定されている。
- (8) 実施システム：電子・電気・通信産業連盟によって設置された機関 SCRELEC は、電池、蓄電池の回収を行っているが、法令が採択され次第、小売業者や地方自治体の収集場所からの WEEE の回収を行う意向を明らかにしている。

10. ドイツ

内閣が法令案 (ElectroV Ordinance) を承認し、議会に提出できる状況にある。2006 年から、住民一人当たり少なくとも平均 4kg の WEEE の分別収集が実施される。この数字は、全国規模をベースとして計算されている。地方自治体が、戸別収集あるいは少なくとも 1 ヶ所の収集場所を設置することで、WEEE 収集の責任者となる予定。小売業者あるいはメーカーによる WEEE の消費者からの回収は任意となる。地方自治体は、7つのカテゴリーに分別され、収集された WEEE を無料でメーカーに供給する。地方自治体は、メーカーの合同機関が回収しやすいように、WEEE の分別を行う。

- (1) 一般家庭の WEEE：地方自治体が収集費用を負担する。
- (2) メーカーは、地方自治体の収集場所からの回収費用を負担する。

一般家庭以外の WEEE：2005 年 8 月 13 日までは、代替品の購入が行われた場合は、メーカーがコストを負担する。それ以外の場合は、ユーザーの負担となる。2005 年 8 月 13 日以降は、メーカーおよび輸入業者が、WEEE 回収の責任を負い、処理費用を負担する。

- (3) 「過去の WEEE」に関するコストは、大型家電の場合は、2013 年 2 月 13 日まで値札に製品価格とは分けて表示する。その他のカテゴリーの製品に関しては、2011 年 2 月 13 日まで同種の表示を行う。
- (4) メーカーおよび輸入業者は、登録センターに登録し、一般家庭の WEEE の回収、処理に必要な十分な財源があることを毎年、証明しなければならない。また、メーカーおよび輸入業者は 2005 年 5 月 1 日までに、メーカーあるいは指定された第三者が、どこから、どれだけの量の WEEE を回収するかを決定する科学的な根拠を登録センターに提出する。この合同機関は、収集業者あるいは処理業者と協定を結ぶことはできない。登録されている企業のリストおよび廃棄物に関する詳細統計をインターネットで公開しなければならない。
- (5) 実施システム：Biktom (情報テクノロジー、電気通信、ニューメディア部門の協会)

と、ZVEI（ドイツ電気・電子産業協会）は、（登録センターの管轄となる）すべての電気電子機器の強制的な登録のための方策の発掘、試行、あるいは奨励のためや、地方自治体からの WEEE 回収の調整のために、中央事務局（Electro Appliance Register Project Company, EAR）を設置した。ドイツでの包装廃棄物回収のための実施システム Green Dot を運営する機関 DSD（Duales System Deutschland）は、活動範囲に小型家電を加えることを検討している。

11. ギリシャ

2004 年 3 月に法令が採択された。

- (1) 一般家庭の WEEE：収集は、地方自治体との協力のもと、新実施システム Recycling of Appliance SA によって行われる。法令は個別の実施システムを規定しているが、すべてのメーカーは、新システムに参加する予定。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：代替品の購入が行われた場合、原則的にメーカーが費用を負担する。それ以外の場合は、ユーザーの負担となる。他の方法がとられる可能性もある。
- (3) 「過去の WEEE」：すべての WEEE は、「新しい WEEE」として処理される。メーカーは、市場シェアに基づき実施システムに支払う。
- (4) 「明示料金 (visible fee)」は、暫定期間のみ使用される。
- (5) 環境省が、登録とデータ収集の所管官庁となる。
- (6) 実施システム：新実施システム (Recycling of Appliance SA) が設置されている。同システムのメンバーは、自社が販売した電気・電子製品の WEEE の重量、カテゴリーに応じて費用を負担する。

12. ハンガリー

法令案第一ドラフトの審議が行われている。議会の承認が必要となるが、2004 年末までには採択される予定。

- (1) 一般家庭の WEEE：WEEE の発生した年の市場シェアをもとに、2005 年から毎年、メーカーの回収義務を設定する。メーカーは、個別あるいは合同のいずれかの回収実施システムを選択できる。メーカーは、分別、収集コストを地方自治体に返済する。
- (2) 既存の冷却機器税（達成された回収率にリンク）を他の電気電子機器に拡大する可能

性がある。一般家庭以外の WEEE にも適用されることになる予定。

- (3) 「明示料金 (visible fee)」: 暫定期間のみ使用。

国立環境監視局がメーカーの登録の所管官庁となる予定。流通業者の登録も導入される可能性がある。

- (4) 実施システム: 一般家庭や一般家庭以外の WEEE の管理資金は、実施システムよりむしろ税金で賄われる可能性が高い。しかしながら、CECED (欧州家電産業組織) および KSZGYSZ (環境関連企業の協会) が、回収機関のためのメンバー企業を募った。

13. アイルランド

環境庁、地方自治体、アイルランド企業・経営者連盟は、WEEE 指令および RoHS 指令をいかにアイルランド国内法に導入するかを検討するためのタスクフォースを設置した。2004 年春にこれに関する報告書が出されている。間もなく議会で枠組みとなる法律の審議が行われる。

- (1) 一般家庭の WEEE: 地方自治体は、市民に場所 (drop-off centers) を提供することを通じ、収集費用を負担する。小売業者は、新品の購入が行われた場合に古い製品を引き取る。

メーカーは、地方自治体の収集場所からの回収費用を負担する。

- (2) 一般家庭以外の WEEE: 代替品の購入が行われた場合、原則的にメーカーがコストを負担する。それ以外の場合は、ユーザーの負担となる。他の方法がとられる可能性もある。

- (3) 「過去の WEEE」: メーカーは、市場シェアに応じ一般家庭の WEEE の回収費用を分担する。

- (4) 「明示料金 (visible fee)」: 任意

- (5) 環境庁は、国立登録センターの設置を促進する。

- (6) 実施システム: メーカーは、合同の実施システムが好ましいと判断している模様。法令では、複数のシステムを設置することが可能となる予定。

14. イタリア

議会は 2003 年 10 月、WEEE 指令および RoHS 指令を国内法に導入する法令を採択する権能を政府に与える法律を採択した。

- (1) 一般家庭の WEEE：メーカーが、個々であるいは合同で責任を負う。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：代替品の購入が行われた場合、メーカーが費用を負担する。
それ以外の場合は、エンドユーザーが費用を負担する。その他の方法がとられる可能性もある。
- (3) 「過去の一般家庭の WEEE」：メーカーが合同して責任を負う。
- (4) 実施システム：メーカーが、実施システム設置の準備を行っている段階。

15. ラトビア

一部の措置は採択されたが、残りの措置はまだ採択されるに至っていない。

- (1) 一般家庭以外の WEEE：達成された回収率にリンクした、一部の電気電子機器に課される税金が導入される予定。
- (2) 実施システム：電気電子機器（EEE）税が最終的に承認されるまで、発表は行われな
いが、ラトビア電気・電子産業協会を中心に設置の圧力がかけられている。

16. リトアニア

いくつかの措置に関し、進展がみられる。

メーカーが WEEE 収集の責任を負う。達成された回収率にリンクした、一部の電気電子機器に課される税金が導入される予定。

- (1) 一般家庭以外の WEEE：達成された回収率にリンクした、一部の WEEE に課される税金が導入される予定。
- (2) 実施システム：INFOBALT（環境関連団体）が合同システムを設置する。

17. ルクセンブルク

法令案は、2004 年 5 月に議会に提出された。2004 年末までには採択される予定。

- (1) 一般家庭の WEEE：メーカーが、地方自治体の収集場所からの回収コストを負担する。
収集コンテナの費用に関しては、まだ討議が行われている。小売業者は、消費者から無料で WEEE を回収する（しかし、小売業者は、収集に十分なスペースがない場合、消費者に他の方法を提案してもよい）。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：メーカーは、2005 年 8 月 13 日以降に販売された製品の回収費

用を負担する。

(3) 「過去の WEEE」：回収費用は、市場シェアに応じ分配される。メーカーは、代替品の購入が行われた場合、一般家庭以外の WEEE の回収費用を負担する。それ以外の場合は、エンドユーザーが費用を負担する。

(4) 「明示料金 (visible fee)」：暫定期間のみ許可。

登録は、環境省が管轄する。

(5) 実施システム：SuperFreons-Kescht（冷蔵庫）および SuperDrecks-Kescht（蛍光灯）に導入されている。メンバーの義務を管理し、資金面での保証を提供するため、2004 年 2 月に Ecotrel（環境関連団体）が設置された。

18. マルタ

2004 年 9 月から電気電子機器（EEE）に環境税が課された。今後、その他の措置も採択される。

(1) 一般家庭および一般家庭以外の WEEE：EEE に環境税が課された。担当大臣は、達成された回収率に応じて与えられる全面的あるいは部分的な免除、および／あるいは、実施システムのメンバーであることによって与えられる全面的あるいは部分的な免除に関する権限を有する。

19. オランダ

2004 年 7 月に WEEE に関する法律並びに適用法令が採択されたが、まだ欧州委に通知されていない。

(1) 一般家庭の WEEE：流通業者は、新しい製品の購入が行われた場合、古い製品を引き取る義務がある。地方自治体の収集場所では、一般家庭および流通業者からの一般家庭 WEEE の回収が行われる。

メーカーは独自の回収システムを設置できる。メーカーは各々、2005 年 8 月から、2005 年 8 月 13 日以降に販売した製品の一般家庭 WEEE の管理を行い、費用を負担する責任を負う。地方自治体の収集場所における収集以降、あるいは流通業者からの WEEE 回収以降がメーカーの責任となる。メーカーは、実施機関にシステムの運営を委託することができるが、法的にはメーカーが責任者であることに変わりはない。メーカーは、分別、輸送、再加工の費用を負担する。

- (2) 一般家庭以外の WEEE：メーカーは、2005 年 8 月 13 日以降に販売する製品の回収費用を負担しなければならない。メーカーとエンドユーザーが他の方法で合意しなければ、機器を廃棄する者が 2005 年 8 月以前に販売された製品の WEEE の管理責任を負う。
- (3) 「過去の WEEE」：市場シェアに応じて、メーカーが一般家庭 WEEE の回収費用を負担する。
- (4) 「明示料金 (visible fee)」：2011 年 2 月 13 日まで許可される（大型家電製品の場合は 2013 年 2 月 13 日）。
- (5) メーカーおよび輸入業者は、回収の義務を遵守する方法を環境省に通知しなければならない。通知されたシステムが採択されるためには、環境省の承認が必要となる。承認は 5 年間有効。環境省は、承認に際し条件を課すことができる。メーカーおよび輸入業者は、毎年いかにして義務を果たしたかを環境省に報告しなければならない。メーカーおよび輸入業者は、その義務の履行を、義務を代行する機関に委託できる。
- (6) 実施システム：白物、小型家電 (NVMP) について協会が設置されている。NVMP は、5 つの組織（白物、茶物、換気装置、電気工具、金属・電気製品）からなる。「過去の WEEE」を含むすべての WEEE をカバーする廃棄物税によって資金を賄う。製品に課される料金は、付加価値税 (VAT) を含め、1 ユーロ（コーヒーメーカーなど）～17 ユーロ（冷蔵庫、冷凍庫）の範囲となる。

ICT-Milieu (IT、事務機器、テレコム)：Cap Gemini Ernst and Young が、市場シェアに応じメンバーから料金を徴収する。同社へは、非公開で市場シェアに関する情報が通知される。支払いは、回収された製品の加工後に行われる。重量 5kg のプリンターの処理には約 2.75 ユーロ、重量 30kg のパソコンの処理には 15 ユーロがかかる。

2003 年 12 月には、Philips などの企業により Stitching Lightrec (照明) が創設されている。

さらに他のシステムが創設される可能性もある。

20. ポーランド

法令案は、2004 年 6 月現在、諮問のため回覧されている。

- (1) 一般家庭の WEEE：メーカーが、地方自治体の収集場所からの回収資金を負担する。
小売業者による消費者からの回収は無料で行われる。メーカーへの課税は、目標と現在達成されている回収／リサイクル率の差に基づいて行われる。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：メーカーへの課税は、目標と現在達成されている回収／リサ

イクル率の差に基づいて行われる。

- (3) 資金保証：デポジット、銀行保証、あるいは保険証券。
- (4) 「明示料金 (visible fee)」：任意
- (5) 貿易検査局の主任検査官が、登録、メーカーの市場シェアの決定責任者となる。
- (6) 実施システム：所轄官庁は、回収機関の数を制限することを検討している。

21. ポルトガル

2002 年の法令の修正案が現在、回覧されている。

- (1) 一般家庭の WEEE：サプライヤーは、新品の購入が行われた場合、古い製品を引き取る。

地方自治体は、最終消費者あるいは最終所有者には無料の収集を組織する。資金はメーカーが提供する。

- (2) メーカーは、収集場所からの輸送、回収、処理の費用を負担する。
- (3) 一般家庭以外の WEEE：メーカーは、2005 年 8 月 13 日以降に販売される製品の回収や、代替品の購入の行われた「過去の WEEE」の回収の費用を負担する。
- (4) それ以外の場合、「過去の WEEE」に関しては、エンドユーザーが費用を負担する。
- (5) すべてのメーカーが登録を義務付けられる。メーカーの協会や廃棄物機関の認可を受けている実施システムが、登録の管理を行う。
- (6) 実施システム：メーカーが、Amb3E と呼ばれる機関の設置を行っている。

22. スロバキア

いくつかの措置に関し、進展がみられる。

- (1) 一般家庭の WEEE：メーカーが家庭からの回収の責任を負う。達成された回収率にリンクした電気電子機器税が存在する。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：達成された回収率にリンクした電気電子機器税が存在する。
- (3) 実施システム：CECED（欧州家電産業組織）が実施システムの設置を計画している。

23. スロベニア

いくつかの措置に関し、進展がみられる。

- (1) 一般家庭の WEEE：地方自治体が WEEE 収集センターを運営している。達成された回収率にリンクした電気電子機器税が導入される予定。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：達成された回収率にリンクした電気電子機器（EEE）税が導入される予定。
- (3) 実施システム：まだ存在しない。

24. スペイン

2004 年 7 月に法令案の第 3 ドラフトを作成。

- (1) 一般家庭の WEEE：流通業者は、新品の購入があった場合、古い製品を引き取る。地方自治体の収集場所では、一般家庭の WEEE と流通業者からの WEEE を回収する。メーカーは独自に、一般家庭の WEEE の回収を行ってもよい。
- (2) 一般家庭以外の WEEE：合意がある場合、地方自治体の収集場所で、一般家庭以外の WEEE を回収してもよい。メーカーは、WEEE の収集、処理のためのシステムを設け、その費用を負担する。メーカーは、個々に義務を果たしてもよいし、合同で管理システムを構築してもよい。システムの設置場所において、地方自治体の許可を取得する必要がある。
- (3) 実施システム：メーカーは、いくつかの回収のためのイニシアティブをとった。しかし、まだこれらのイニシアティブのための法的な枠組みは存在しない。アンダルシア自治議会は 2003 年 9 月、自治州で毎年発生する 4 万トンの WEEE の分別回収や適切な処理を規定する法令を承認した。

25. スウェーデン

2004 年 5 月に法令案が発表された。まもなく修正された法令案が提出される。

冷蔵庫並びに冷凍庫は、すでに地方自治体の管轄となっており、法令案から除外されている。自動車に関する製造者責任法の適用範囲にあることから、電気・電子自動車部品も除外される。

- (1) 一般家庭の WEEE：消費者が、新品を購入する場合、小売業者あるいはメーカーは、古い製品を無料で引き取る。消費者が新品を購入しない場合、古い製品は、地方自治体の収集場所を通じて回収される。メーカーは収集された WEEE を、公認の解体業者の所まで無料で輸送する。リサイクルのコストは、WEEE の収集方法に応じ、地方自治体

あるいはメーカーが負担する。一般家庭の WEEE の収集場所が 600 以上存在するほか、業務用製品の収集場所が 250 ヶ所ある。メーカーは、「新しい WEEE」の回収のための十分な保証を提供しなければならない。メーカーは、WEEE 指令の要求を満たすシステムを設置する、あるいはシステムに参加することを示さなければならない。

(2) 環境保護庁が、量や登録、施行に関する報告を行う。

(3) 実施システム：法令の下、メーカーの義務を履行する組織は El-Kretsen で、El-Kretsen と地方自治体が共同で運営するシステムは El-Retur と呼ばれる。冷蔵庫やその他のオゾン破壊物質を含む機器は、El-Kretsen システムにより別途、処理される。

システムの運営費用は、販売量や製品の種類に応じて、メンバー間で分割される。El-Kretsen は、2003 年度に入会金として 3,500 スウェーデン・クローナ、年会費として 500 スウェーデン・クローナを徴収している。例えば、2003 年の分割後のコスト（preliminary cost：製品 1 個当たり、1kg 当たり、あるいは販売額の割合）は、携帯電話で 0.5 スウェーデン・クローナ、調理器具で 85 スウェーデン・クローナ、テレビで 240 スウェーデン・クローナという結果だった。

2001 年 7 月から 2002 年 6 月 30 日までの最初の 12 ヶ月に、El-Kretsen システムを通じ、リサイクルのために収集された WEEE は 6 万 4,000 トンだった。このほか特定フロン（CFC）を含む冷蔵庫 1 万 8,650 トン収集され、処理された。スウェーデンでは、2001 年に 1 人当たり 9.28kg の WEEE が収集されたことになる。

26. 英国

政府は、2004 年 7 月 30 日に最終諮問（適用法令案およびガイダンスを含む）を開始した。同諮問は 2004 年 10 月 29 日まで続く。政府は、年末までに指令の国内法への導入を終えたい意向である。

(1) 新しい製品を供給する流通業者は、WEEE と同種の新品の購入があれば、この WEEE を無料で引き取ることを保証しなければならない。流通業者はまた、担当国務大臣によって登録、承認された流通業者のシステムに参加することによって、その義務を果たすことができる。

メーカーは、家庭からの WEEE の回収のための個別の、あるいは合同のシステムを設け、運営する。メーカーは、2005 年 8 月までに担当国務大臣への登録を済ませ、電気電子機器のカテゴリーや、販売した電気電子機器の数量や重量に関する情報を国務大臣に提供しなければならない。メーカーは、収集場所に運ばれた家庭の WEEE の収集、

処理、回収、環境を汚染しない処分のための資金を提供しなければならない。

- (2) メーカーはまた、2005 年 8 月 13 日以降に販売する製品に関する、業務用ユーザーからの WEEE の収集、処理、回収、環境を汚染しない処分のための資金を提供する責任を負う。同種の製品の新品が購入される場合、同日以前に販売された製品の WEEE に関するコストは、メーカーが負担する。それ以外の場合は、ユーザーの負担となる。
- (3) 実施システム：担当国務大臣によって登録、承認された実施システムを設ける。多くの WEEE は、電気・電子製品リサイクル委員会 (ICER) により、リサイクルされている。

27. ギリシャ、アイルランドおよび新規加盟 10 カ国のための移行規定

新規加盟 10 カ国は、2006 年末までに達成しなければならない WEEE 指令の収集、回収、再使用、リサイクルの目標の適用を暫定的に延期することを要請した。

関連規定は以下のとおり：

- (1) WEEE に関する欧州議会・理事会指令 2002/96/EC の 5 条 5 項では、加盟国は、遅くとも 2006 年 12 月 31 日までに、一般家庭の WEEE の分別回収率が、少なくとも住民 1 人当たり、年 4kg に達することを保証する、と規定している。
- (2) 2002/96/EC の 7 条 2 項では、2006 年 12 月 31 日までに達成しなければならない WEEE の回収や、その構成部品、材料、物質の再使用、リサイクルの最低限の達成目標を規定している。
- (3) 2002/96/EC の 17 条 4 項ではリサイクル・インフラの欠如、小さな島が多く、農村部や山間部があるという地理的条件、人口密度の低さ、さらには電気・電子製品の消費レベルの低さという理由から、ギリシャおよびアイルランドは、上記の目標達成が不可能であるとし、上記の条項に規定されている期間を、2 年を上限として延長することを許可している。一部の新規加盟国にも、以下のように同様の措置が適用される。
- (4) 2004 年 3 月 30 日付けの理事会決定 2004/312/EC は、スロベニアには 12 ヶ月、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニアおよびスロバキアには 24 ヶ月、それぞれ目標達成期間を延長することを許可している。
- (5) キプロス、マルタおよびポーランドは、当初適用免除の要請を行わなかったが、後に同種の要請を行った。このため 2004 年 4 月 26 日付けの理事会決定 2004/486/EC により、キプロス、マルタおよびポーランドは、目標達成期限を 24 ヶ月延長することが認められた。

以 上